

意見書・登園届が必要な感染症について

病名	登園の目安	医師が記入した 意見書が必要	保護者が記入した 登園届が必要
麻疹	解熱後3日を経過している	○	—
風疹	発疹が消失するまで	○	—
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、 解熱を3日経過するまで	○	—
水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化 (かさぶた)するまで	○	—
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が 発現してから5日を経過し、かつ、 全身状態が良くなるため	○	—
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱・充血等の症状が 消失した後、2日経過している	○	—
流行性結膜炎	結膜炎の症状がなくなるまで	○	—
腸管出血性 大腸菌感染症 (O-157等)	症状が治まり、抗菌薬による 治療が終わってから48時間以上開けて 連続2回の検便で菌がないことが 確認されるまで	○	—
手足口病	熱が下がってから1日以上経過し 普段の食事がとれるようになるまで	—	○
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと	—	○
带状疱疹	全ての発疹が痂皮化するまで	—	○
突発性発疹	解熱後1日以上経過し全身状態が 良くなるまで	—	○
RSウイルス 感染症	呼吸器の症状が消失し 全身状態がよくなるまで	—	○
ヘルパンギーナ	熱が下がってから1日以上経過し 普段の食事がとれるようになるまで	—	○
感染性胃腸炎	嘔吐や下痢が治まって 普段の食事がとれるようになるまで	—	○

＜＜医師が記入した意見書について＞＞

- ・意見書が必要な疾患に対しては意見書が出るまで出席停止となります。

＜＜保護者が記入した登園届について＞＞

- ・医師の診断を必ず受けてください。治って(登園の目安参照)登園するときに必要になります。